

# 愛知県人権尊重の社会づくり条例第9条「公の施設に関する指針」について（概要）

## 1 指針の趣旨

愛知県人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）第9条に基づき、本県が設置する「公の施設」の管理者が施設利用許可にあたり、判断の指針となるよう策定する。

### ○愛知県人権尊重の社会づくり条例

（公の施設に関する指針）

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。（2022年10月1日施行）

## 2 対象となる施設

地方自治法第244条第1項で規定する「公の施設」で、本県の設置・管理条例で定めるもの（指定管理者制度導入施設を含む。）

## 3 指針の概要

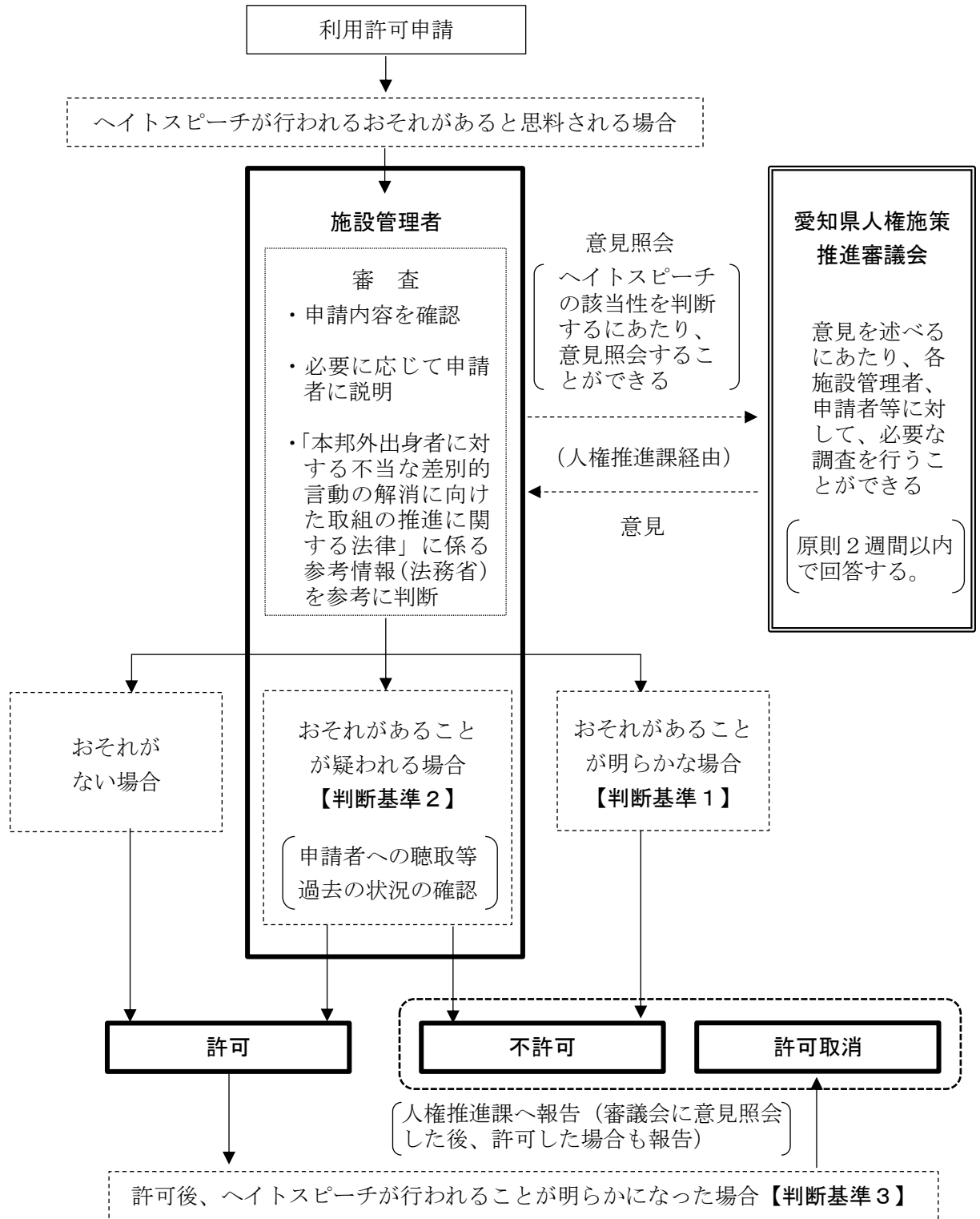
- ・2016年に策定した「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき』に関する判断基準」及び2019年に策定した「公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための対応マニュアル」の内容を、「指針」としてまとめた。
- ・新たに、各施設管理者が本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）の該当性の判断に迷う場合、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」とする。）への意見照会の手続を盛り込んだ。
- ・2022年10月1日から施行。

### <ヘイトスピーチの該当性の判断>

- ・基本的には、各施設管理者において、法務省の「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』に係る参考情報」を参考にヘイトスピーチの該当性について判断。
- ・判断に迷う等の場合は、審議会に意見照会が可能。
- ・審議会の意見等を踏まえ、以下の区分に従って、客観的・具体的な事実を照らし、各施設管理者が「許可」・「不許可」・「許可の取消」を決定。

| 区分        | 状 況                           |   | 対 応   |
|-----------|-------------------------------|---|-------|
| 判断基準<br>1 | 「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが明らかな場合 |   | 不許可   |
| 判断基準<br>2 | 「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが疑われる場合 | 申請者から利用目的の聴取や申請者の活動歴の確認等を行い、ヘイトスピーチが行われることが明らかになった場合      |       |
|           |                               | 申請者から利用目的の聴取や申請者の活動歴の確認等を行っても、ヘイトスピーチが行われることが明らかにならなかった場合 |       |
| 判断基準<br>3 | 許可後、ヘイトスピーチが行われることが明らかになった場合  |   | 許可の取消 |

## 公の施設の利用許可に係るフロー図



### <施設管理者におけるその他の対応>

- 利用許可申請前の対応
  - 利用の不許可基準を公開する (Web ページ掲載、申請窓口掲示 等)。
- 利用当日の対応
  - ・必要に応じて利用状況を確認する。
  - ・ヘイトスピーチを確認した場合、口頭でやめるよう求める。
  - ・やめない場合、「指示書」を手交する。
  - ・従わない場合、「中止命令書」を手交する。